

それゆけ! ほむらくんの 実践防火講座!

第15回 最終回・防火のまとめ

文:よしむら りょうた 絵:おぎの じゅんこ

最後の実践防火講座は、連載を始めたきっかけと、防火に関する想いです。



よしむらです。
平成30年1月から約三年間、「消防設備講座」「実践防火講座」を全30回連載してきました。ほむらくん原作者のおぎのさんをはじめ、総務省消防庁、防災関係の事業所や設備会社の方々、消防防災機関など、多くの皆様に協力していただき連載を継続することができました。本当にありがとうございました。



今回で最後となる実践防火講座は、今まで連載を執筆してきたよしむらりょうたさんとの対談だ!



きっかけは、平成29年6月にイギリスで起きたグレンフェル・タワー火災です。この火災で多数の住民が亡くなられています。現地のニュースでは連結送水管が火災の熱で使えなくなったという情報もあり、消防隊員にとってもかなり困難な現場活動であったそうです。
この火災を見て、建物の関係者や現場の隊員のために、防火管理や設備についてわかりやすい資料を作成しようと思いました。



この連載を始めたきっかけはあるんですか?

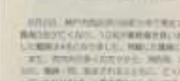


今まで印象に残っている現場はありますか？

西区伊川谷火災事故



消火救助の消防職員4名が殉職 9名が重軽傷 一心からご冥福をお祈りいたします



当時の「雪」の巻頭記事
(平成15年7月号No.625)



平成15年6月に神戸市西区で発生した住宅火災です。この火災は、建物の住人の方が火災で亡くならただけでなく、消防職員4名殉職、9名負傷という甚大な被害が発生しました。

この現場を経験して、建物関係者はもちろん、消防隊員も含めて、火災による死傷者を根絶したいという思いが強くなりました。

火災による死傷者を防ぐには、当然ですが、**火災を起ささないのが最も重要**です。

次に、火災が発生してしまった場合は、**早期に消火**することです。

そのためには、日頃から訓練に参加したり、設備の使い方を知っておく必要があります。



過去の実践防火講座



また、現場に出動する消防隊には、安全に活動するために、過去の火災事例を研究し、消防用設備等を有効に活用するための知識が必要と考えます。

今までの防火講座を参考にし、家庭や事業所の安全について今一度見直すきっかけとなれば幸いです。

ほむらくんの チェックポイント!!

【防火に関する法令について】

- 火災・防火に関する法令
- 消防法
- 消防法施行令
- 消防法施行規則
- 火災予防条例・運用基準
- 消防用設備等技術基準
- 規格省令・告示・通知等

- 建築物の防火に関する法令
- 建築基準法
- 高圧ガスに関する法令
- 高圧ガス保安法
- 電気に関するもの
- 電気事業法・電気工事士法
- 船舶に関する防火に関する法令
- 船舶防火構造規則
- 鉄道・駅舎・地下鉄などの防火に関する法令
- 鉄道に関する技術上の基準を定める省令
- トンネルの消防設備に関する法令
- 道路トンネル非常用施設設置基準

※防火に関する法律や基準は消防法令以外にもたくさんあります。必要に応じてご確認ください。

